

# 償却資産の申告について

## 1、申告していただく方

いの町内に事業用償却資産を所有している方(法人、個人等の別は問いません)は毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

## 2、申告方法

(1)平成19年度に申告された方  
平成19年12月上旬までに申告の案内等を送付します。

(2)平成20年度初めて申告される方  
申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

## 3、申告期限

平成20年度の償却資産の申告期限は平成20年1月31日ですが、事務処理の都合上1月16日(水)までに申告くださるようご協力をお願いします。

## 4、償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車

場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

業の用に供している資産(4)資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供している資産  
(5)割賦購入資産で割賦金の完済していない資産であつても、すでに事業の用に供している資産  
(6)遊休資産、未稼働資産であつても、1月1日現在において事業の用に供することができている状態にある資産  
(7)社宅用・宿舍用・寮用の償却資産で減価償却できる資産  
(8)償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。  
(9)テナントが取り付けた建物附属設備についてビルなどを借り受けて事業をされている方が、ご自分の費用で内装、電気、給排水、ガス、空調設備などを施されている場合は、それらの資産についてテナントから償却資産として申告してください。

## △対象となるもの▽

(1)耐用年数1年以上で取得価額又は製作価額が10万円以上の資産  
(2)法人にあつては、(1)の価額未満であつても、減価償却資産として計上している資産

※ただし、取得価格又は製作価額が10万円未満で一時的損金算入している資産、あるいは20万円未満で3年間で一括償却する資産については、申告の必要はありません。

(3)建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であつても、1月1日現在事

業の用に供している資産

し付けて事業の用に供している資産

割賦購入資産で割賦金の完済していない資産であつても、すでに事業の用に供している資産

遊休資産、未稼働資産であつても、1月1日現在において事業の用に供することができている状態にある資産

社宅用・宿舍用・寮用の償却資産で減価償却できる資産

償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。

## △対象とならないもの▽

(1)自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(工場構内などで使用する無登録自動車を含む。)

(2)馬、牛、果樹、その他の生物(鑑賞用植物は除く。)

(3)無形固定資産(特許権、実用新案権など)

提出及び問い合わせ  
税務課

〒781-2192  
いの町1700-1

〒893-1118  
吾北総合支所住民課

〒781-2492  
いの町上八川甲1934

〒867-2300  
本川総合支所住民課

〒781-2601  
いの町長沢123-12

〒869-2112

固定資産税(家屋)は、毎年1月1日現在に、所有している人に納めていただく税金です。

家屋を取り壊された場合や未登記家屋を売買した場合、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡いただかないと翌年度以降も課税されることがあります。

なお、取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、その年の固定資産税はお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

## 固定資産税 家屋の取り壊し及び未登記家屋の売買について

固定資産税(家屋)は、毎年1月1日現在に、所有している人に納めていただく税金です。

家屋を取り壊された場合や未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡いただかないと翌年度以降も課税されることがあります。

また、平成19年1月2日から平成20年1月1日までに家屋を新築又は増築されると、国が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行い、平成20年度から固定資産税を納めていただくこととなります。

## 問い合わせ

税務課固定資産係  
〒893-1118